



## 人権擁護委員はこんな活動をしています

### 人権擁護委員ってどんな人？

人権擁護委員は、同委員法に基づいて法務大臣から委嘱され、人権の考え方を広める活動をしている民間ボランティアです。全国では約1万4千人、市内では9人の委員が配置され活動しています。

地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決の手助けをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

### 「人権」ってなに？

「人権」とは、人種や民族、性別を超えて、わたしたち一人一人が生まれながらにして持っている、人間として幸せに生きていくための権利のことです。

自分に人権があるように、他人にも同じく人権があります。他人の人権を考え尊重することがとても大切です。

### ■相談

地域の皆さんからの人権に関する相談に応じています。相談は無料で、秘密は守られます。

#### 【相談の例】

- いじめ・体罰を受けた
- 暴行・虐待を受けた
- プライバシー侵害を受けた
- セクハラ・パワハラを受けた
- 差別を受けた など

### ■救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告を受け、市職員や法務局職員と協力して、調査・処理にあたります。

法律的なアドバイスや専門的な機関の紹介。相手方との関係を調整したり、人権を侵害した人に改善を求めるように説示・勧告したりします。

### ■啓発

人権の大切さを伝えるための啓発を行っています。

いのちの大切さや相手への思いやりの心を育むことを目的とした「人権の花運動」や、久慈秋まつりなどのイベントや街頭でのPR、各学校での「人権教室」など、さまざまな啓発活動を実施しています。

### 人権擁護委員の願い

人権擁護委員は職務時にバッチを付けています。このバッチには、地をはって広がる「カタバミ」のように人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



### 各種相談

市では「人権相談」「行政相談」の他にも、「法律相談」や「多重債務者弁護士相談」など暮らしの相談に関する窓口を消費生活センターなどで開設しています。

それぞれの相談日時は広報くじに掲載していますので、ご確認ください。予約が必要な相談もありますので、電話予約のうえお越しください。

☎生活環境課 ☎ 54-8003



嗟峨 佐千夫さん(十八日町)

人権擁護委員として8年目。さまざまな相談に応じています。

人権についての理解はまだまだ広まっていないと思います。少しでも困ったことがあったら、相談にいらしてください。

### こんな時は、ご利用ください

- どこに相談したらよいかわからない
  - 行政に申請したが、手続きが進まない
  - 公共施設が壊れていて危険
  - 窓口に行きづらい
- など、お気軽にご利用ください



### 行政相談による改善例(国の例)

- 健康への困りごと
- 高速道路のサービスエリアでは、灰皿がゴミ箱や掲示板の近くに設置してあり、受動喫煙が懸念される。  
⇒関係会社に対して移動を働きかけた結果、灰皿が子どもや非喫煙者に影響のないところへ移動されました。



大矢内 利男さん(山形町)

行政相談委員となり6年目。土地境界問題や行政の対応全般についてなど、幅広い相談があります。まず話を聞き、担当課や専門家と協力してお答えしています。一人で悩まず相談ください。

## 人権・行政への相談窓口 一人で悩まず相談を！

## 行政相談委員はこんな活動をしています

### 行政相談委員ってどんな人？

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者です。全国には約5,000人、市内には3人が配置され活動しています。

行政相談委員は、無報酬のボランティアとして、地域の皆さんから行政活動全般に関する苦情や相談を受け、助言や関係機関に改善の申し入れなどを行っています。

### 行政相談とは？

行政相談は、国・県・市など行政への苦情や意見、要望を受け付け、公正・中立の立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に活かす仕組みです。

相談は無料で、秘密は守られます。